

男女共同参画(Gender Equality)に関する政府の取組

国会で全会一致で可決・制定された「男女共同参画基本法」(1999年)に基づき、男女共同参画基本計画を策定し、総合的かつ計画的に施策を推進している。

1986年 4月 男女雇用機会均等法 施行

定年・退職・解雇に関わる女性差別の

禁止

1997年12月 行政改革会議最終報告

男女共同参画会議の設置を決定

1999年 4月 男女雇用機会均等法 改正

募集・採用や配置・昇進に関わる女性 差別の禁止、セクシュアル・ハラスメ

ントへの事業主の配慮を義務づけ

1999年 6月 男女共同参画社会基本法 施行

2000年 6月 男女共同参画会議 設置

2000年12月 男女共同参画基本計画閣議決定

2005年12月 男女共同参画基本計画(第2次)閣議決定

2006年 6月 男女雇用機会均等法 改正

募集の際に身長を採用条件とするなど

の間接差別の禁止



男女共同参画基本法(1999年6月23日公布・施行)

【5つの基本理念】

男女の人権の尊重(第3条)

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

社会における制度又は慣行についての配慮(第4条)

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

政策等の立案及び決定への共同参画(第5条)

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決 定に参画できる機会を確保する必要があります。

家庭生活における活動と他の活動との両立(第6条)

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援 も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習 したり、地域活動ができるようにする必要があります。

国際的協調(第7条)

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも 大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組む必要 があります。

【国、地方公共団体及び国民の責務】

- ・国は、施策を総合的に策定し、実施(第8条)
- ・地方公共団体は、地域の特性をいかした施策を展開(第9条)
- ・国民は男女共同参画社会づくりに協力(第10条)

世界の中の日本のランキング

ロシアの1/45 中国、米国の1/25 米国カリフォルニ ア州と同程度

面積	377,835km²	世界60位	
人口(2006年)	127,767,944人	世界10位	
人口密度(2006年)	337人/km²	世界32位	
GDP(国内総生産)(2006年)	4兆5690億ドル	世界2位	
一人あたりGDP(2006年)	34,174ドル	世界18位	

一人あたりGDPの国別順位

1 ルクセンブルク 2 / ルウェー 3 アイスランド 4 アイルランド

5 スイス 6 デンマーク 7 米国 8 スウェーデン 9 オランダ 10 フィンランド 11 英国 12 オーストリア 13 カナダ 14 オーストラリア 15 ベルギー 16 フランス 17 ドイツ 18 日

19 イタリア 20 スペイン 21 ギリシャ 22 ニュージーランド... (C) Kuniko INOGUCHI Ph.D.

イ 人口の国別順位 1中国 2インド 3米国 4インドネシア 5ブラジル 6パキスタン 7ロシグラデシュ 9ナイジェリア 10日本

GDPの 国別国 1米日イリ 2 ド中イライナイライン 4 イライナペラリダインル 10 ブラジル

GEM(ジェンダー・エンパワメント指数)とHDI(人間開発指数)の国際比較

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るGEM(ジェンダー・エ ンパワメント指数)をみると、日本は93か国中54位ときわめて低位であり、先進国中最下位である。 一方、人々の生活の質や発展度合いを示すHDI(人間開発指数)をみると、日本は177か国8位と なっている。

GFM (Gender **Empowerment** Measure)

女性が政治及び経済 活動に参加し、意思決 定に参加できるかどう かを測るもの。

国会議員に占める女 性割合、専門職·技術 職に占める女性割合、 管理職に占める女性 割合及び男女の推定 所得を用いて算出する。

22位 ポルトガル

23位 トリニダード・トバゴ

24位 コスタリカ

25位 リトアニア

26位 キューバ

27位 スイス

28位 イスラエルなど

1	ノルウェー	0.910
2	スウェーデン	0.906
3	フィンランド	0.887
4	デンマーク	0.875
5	アイスランド	0.862
6	オランダ	0.859
7	ベルギー	0.850
8	オーストラリア	0.847
9	ドイツ	0.831
10	カナダ	0.820
14	英国	0.783
15	米国	0.762
18	フランス	0.718
21	イタリア	0.693
54	日本	0.557
		(C) Kunika I

HDI (Human Development Index)

人々の生活の質や 発展度合いを測る もの。

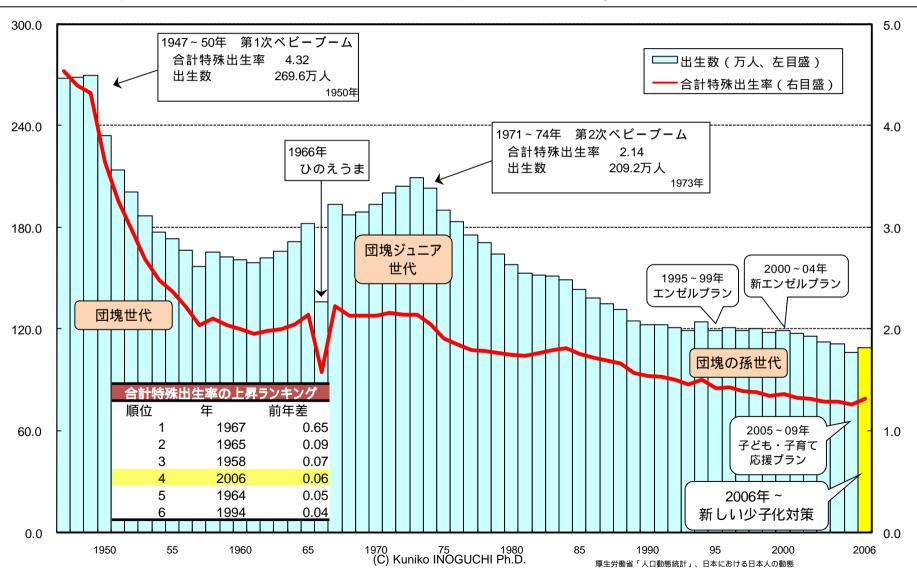
平均寿命、教育 水準(成人識字率 と就学率)、国民 所得を用いて算出 する。

1	アイスランド	0.968
2	ノルウェー	0.968
3	オーストラリア	0.962
4	カナダ	0.961
5	アイルランド	0.959
6	スウェーデン	0.956
7	スイス	0.955
8	日本	0.953
9	オランダ	0.953
10	フランス	0.952
12	米国	0.951
16	英国	0.946
20	イタリア	0.941
22	ドイツ	0.935
国連問務計画(IINDD)[1]問問務起生書 (2007年)		

4

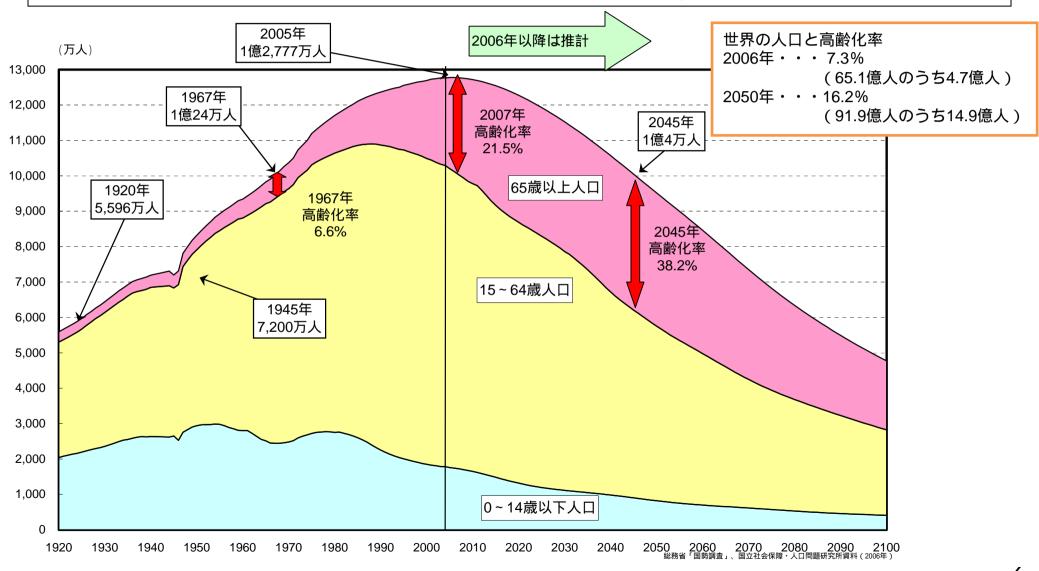
出生数及び合計特殊出生率の推移

1971年~1974年の第2次ベビーブーム以降、30年間にわたって出生数、合計特殊出生率ともに減少傾向にあったが、2006年の出生数は1,092,662人と前年を30,132人、合計特殊出生率は1.32と前年を0.06ポイント上回った。2006年の出生数の伸びは1994年に50,046人増加して以来12年ぶりの大きな増加であり、出生率は2000年以来6年ぶりに前年を上回り、前年からの伸びはおよそ40年ぶりの大幅な上昇となった。



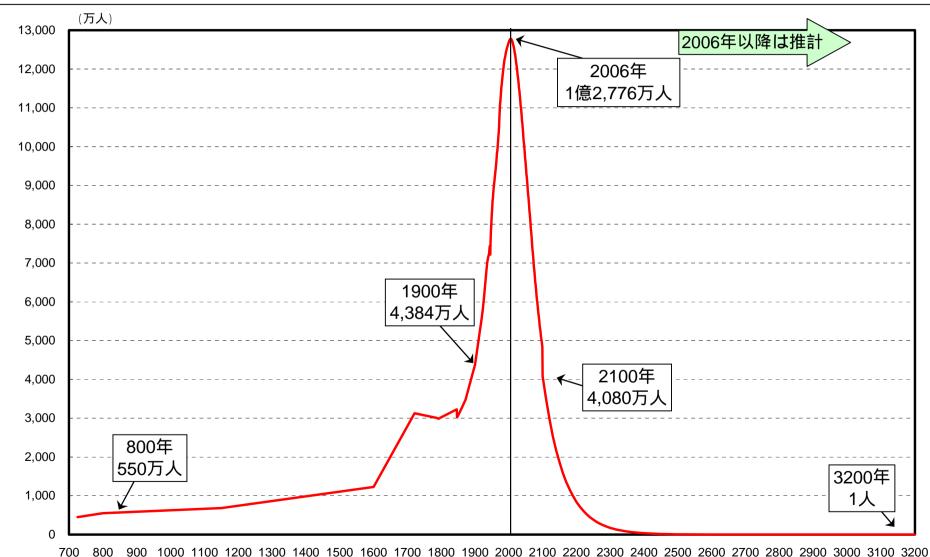
超少子高齢社会の到来

現状のまま少子化が進行すると、2045年には我が国の総人口は1億人程度となる。 日本の人口が初めて1億人を超えた1967年には高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は6.6%であったが、2045年の高齢化率は38.2%に達することが見込まれている。



人口減少社会の到来

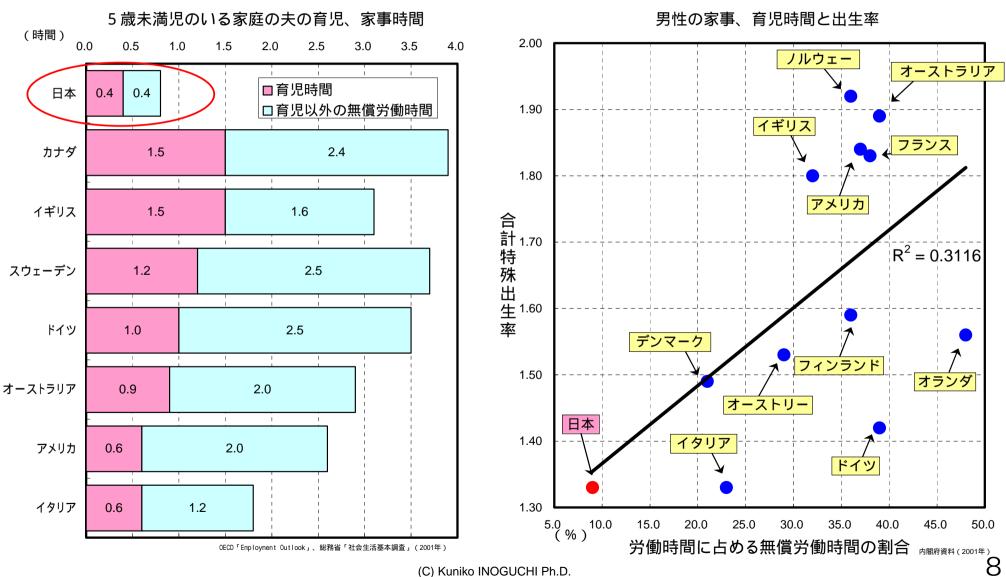
現在の出生率・死亡率を前提に機械的に試算すると、2100年に我が国の人口は4,080万人に減少することとなる。



300 1700 1800 1900 2000 2100 2200 2300 2400 2300 2000 2700 2600 2900 3000 3100 3200 国立社会保障・人口問題研究所資料(2003年)

男性の家事・育児時間

我が国の男性の家事・育児に費やす時間は世界的にみても最低の水準となっている。また、男性の 家事・育児時間が少ないと出生率も低い傾向にある。



子育て世帯への経済的支援

少子化対策として重要な施策を調査すると、実際に子育てをしているかいないかに係らず、経済的支援の充実を 求める声が多いことから、猪口邦子少子化担当大臣は児童手当の乳幼児加算などの経済的支援策を制度化した。

小泉内閣メールマガジンのアンケート結果

調査時点:2005年7月14日~24日 回答数:22,479 調査対象:メールマガジン読者 調査主体:内閣官房

<u>問少子化に歯止めをかけるためには、どのような政策が必要だと思いますか。</u>(複数回答)

【上位3回答】

1.子育て世代に対する経済的支援を充実する(70.1%)

2.安心して子どもを産み育てられる生活環境を整備する(64.0%)

3.希望すれば誰でも預けられるよう保育所を増やす(55.0%)

少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査

調査時点:2005年2月17日~3月6日 回答数:2,260 調査対象:子どものいる20~49歳の女性 調査主体:内閣府

問 少子化対策として重要と考えるものは何ですか。(複数回答)

【 上位3回答】

1.経済的支援措置(保育・教育費への補助、医療費補助、児童手当など)(69.9%)

2.保育所の拡充をはじめとした子供を預かる事業の拡充(39.1%) 3.出産・育児のための休業・短時間勤務(産前・産後休業、育児休業、短時間勤務など)(37.9%)

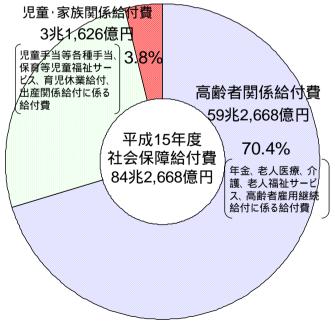
児童手当制度における乳幼児加算の創設

2007年4月1日から

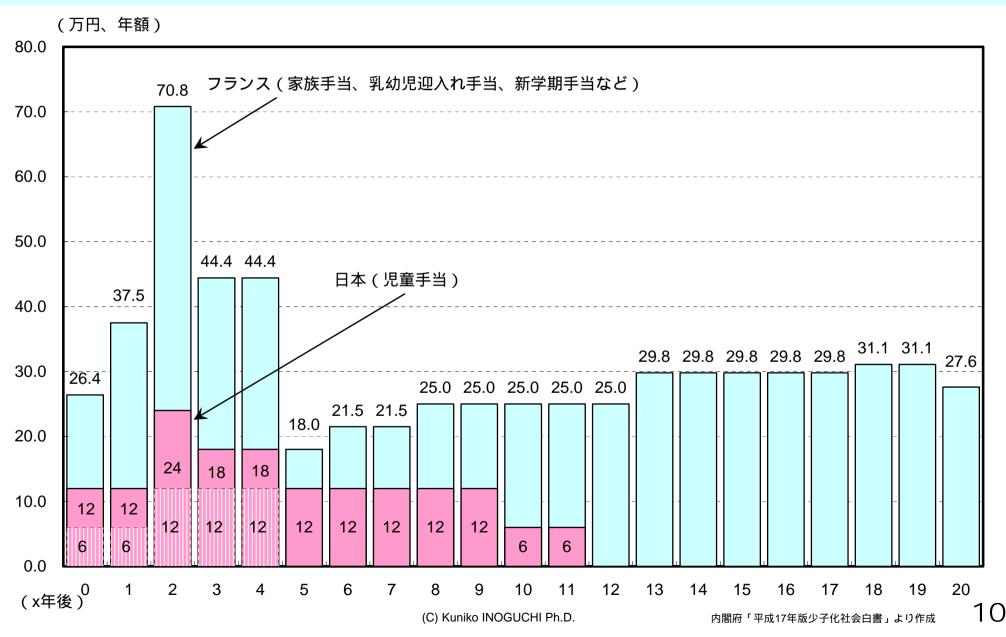
◆0歳から3歳未満の乳幼児に関しては、<u>一人当たり</u> 月額10,000円を支給。

(3歳以上12歳未満の子どもについては従来どおり一人当たり月額5,000円の支給)

社会保障給付費の中での児童・家族関係の給付費の割合

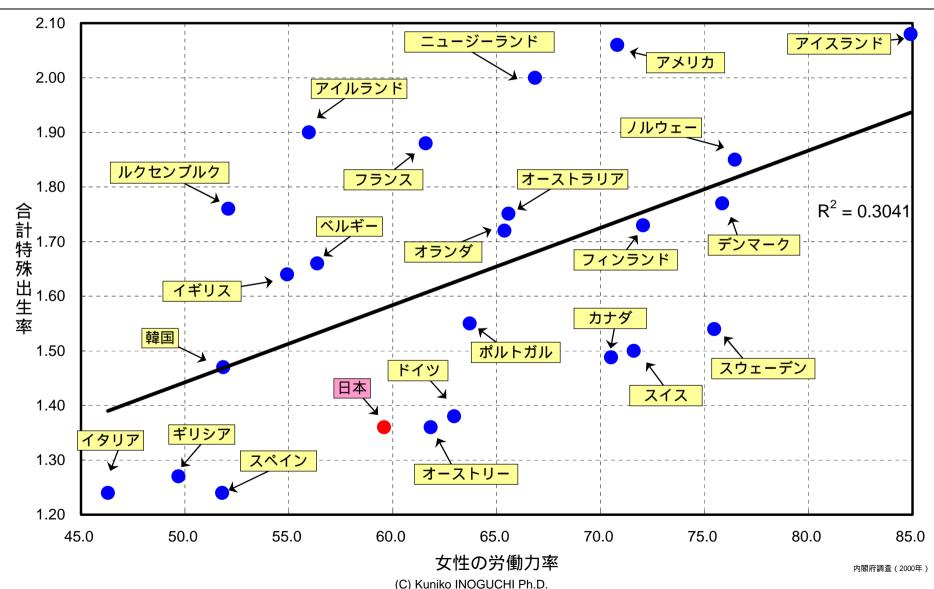


日本・フランスの家族給付(年額) (第1子誕生後、2年後に第2子誕生のケース)



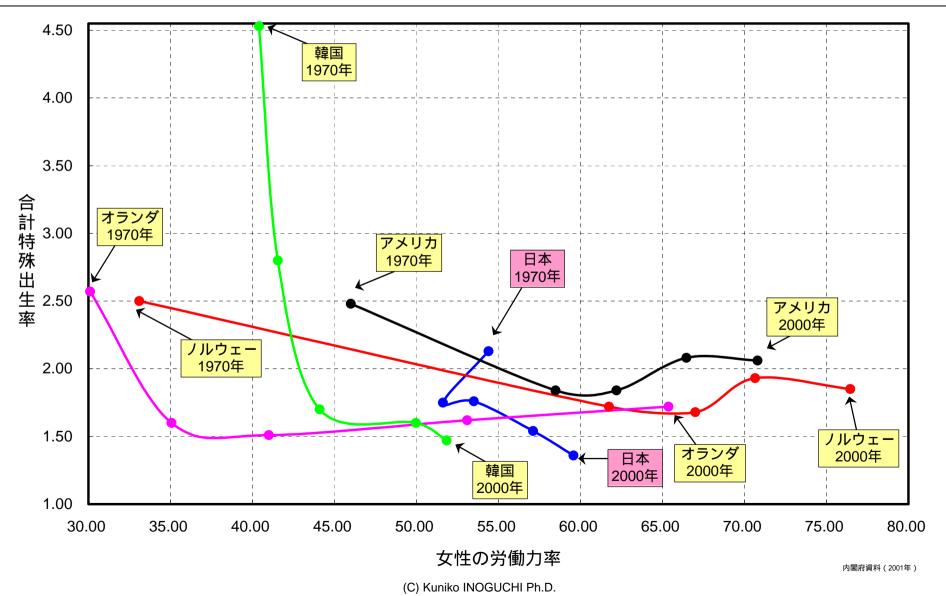
出生率と女性の労働力率との関係

OECD加盟24か国における女性労働力率と合計特殊出生率をみると、2000年時点では、女性労働力率が高い国ほど、出生率も高い傾向にある。



出生率と女性の労働力率の関係の推移

欧米は女性労働力率の上昇に伴って出生率も上がっているのに対し、日本は出生率が低下し、女性 労働力率の上昇幅も小さい。



各分野における女性の参画状況

各分野において女性の参画は着実に拡大しているものの、依然として女性割合は低く、一層の取組を進める必要がある。

衆議院議員・・ 45人 / 480人、9.4% (2007年9月)

・1.9% (1952年10月) 45人、9.4% (2007年9月) ・188か国中、131位 (列国議会同盟 H Pより試算、2007年)

参議院議員・・ 43人 / 242人、17.8% (2007年9月)

・6.0% (1953年4月) 17.8% (2007年9月)

国の審議会等における委員 32.3%(2007年)

地方議会議員・・・・ 9.4% (2006年)

管理的職業従事者・・ 10.7% (2006年)

国家公務員管理職・・ 1.8% (2007年)

司法分野・・裁判官:14.6%、弁護士:13.6%、

検察官:10.9% (2007年)

研究者・・・・・・ 11.9% (2006年)

医師国家試験合格者・・33.4% (2007年)

・2.6% (1975年)

・2006年4月、男女共同参画推進本部において、新たな目標を決定。 「委員:2020年までに男女いずれか一方が40%未満とならない。」

2010年度末までに、女性委員が33.3%。

・都道府県:27.1%、市(区)町村:21.9%(2007年)

・1.2% (1975年)

・都道府県議会:7.3%、市区議会:11.2%、町村議会:6.9%(2006年)

・米国:42.5%、ドイツ:37.3%、スウェーデン:29.9%(2005年)

・142人/8,456人

・米国:26.3% (2005年)、フランス:14.0% (2003年)、

ドイツ:15.9%(2002年)

裁判官:2.1%、弁護士:3.3%、検察官:1.0%(1977年)

・7.9%(1992年)

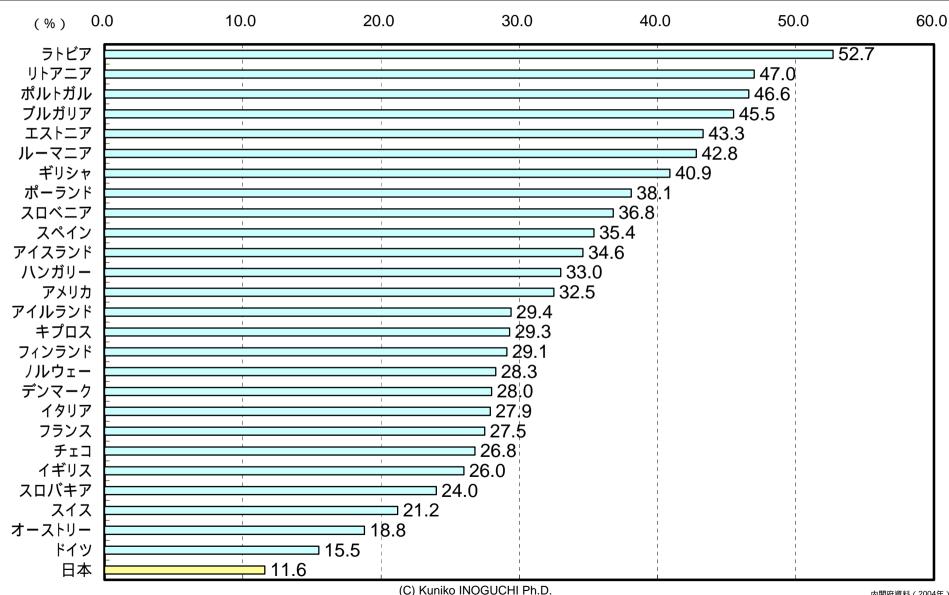
・フランス:27.5%、イギリス:26.0%、ドイツ:15.5%(2000年)

・19.2% (1991年)

第1子の出産時に離職する女性の割合・・67.4% (2001年)

研究者に占める女性の割合の国際比較

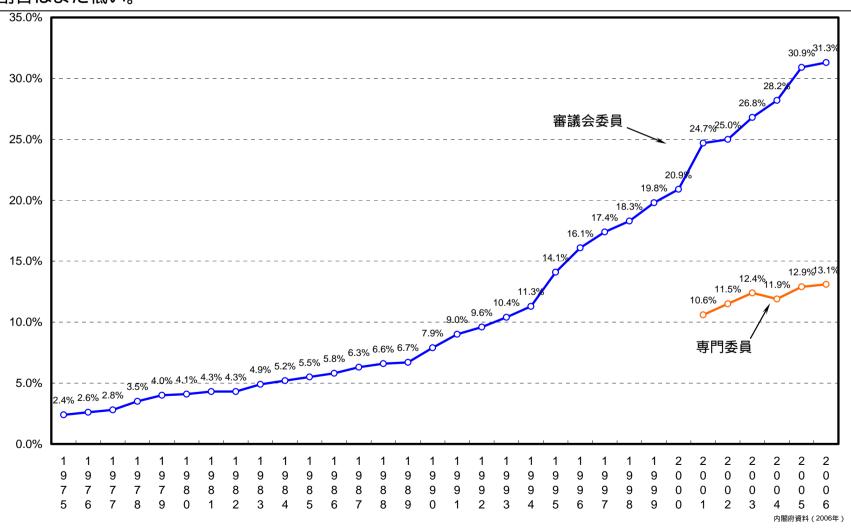
我が国の女性研究者の割合は、アメリカの32.5%、フランスの27.5%、イギリスの26.0%、ドイツの15.5%等と比較して少ない。



国の審議会等における女性割合の推移

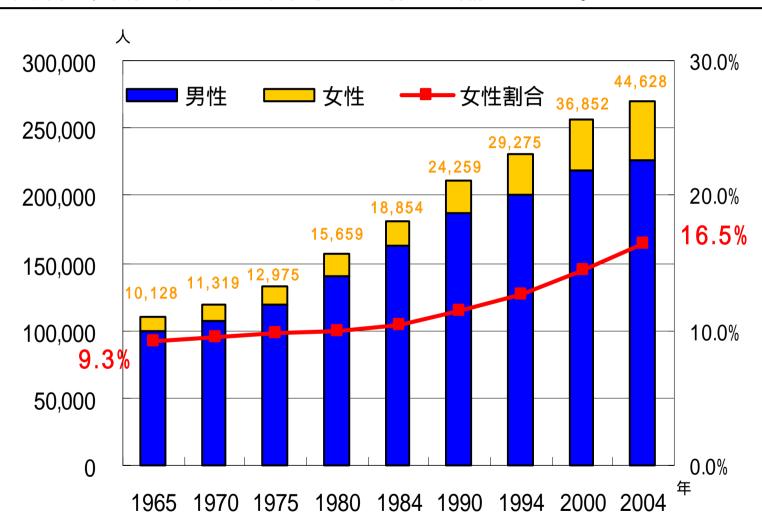
猪口邦子男女共同参画担当大臣の下で策定された男女共同参画推進本部の「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」という指針の中では、審議会等の委員については、2020年までに男女いずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならない状態を達成するよう努めることが定められている。

審議会等の委員における女性割合は着実に増加して2006年現在では31.3%となっているが、専門委員等における 女性の割合はまだ低い。



女性医師の数と割合の推移

女性医師の数と割合は着実に増えているが、全体の2割に満たない。1990年以降は、女性医師の数は年平均6%の伸びで増加している。

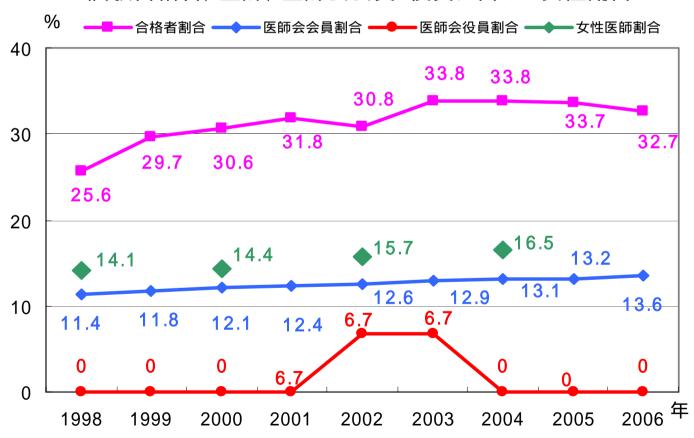


国家試験合格者、医師、日本医師会会員・役員の女性割合

医師国家試験合格者に占める女性割合は32.7%、女性医師割合は16.5%であり、今後、若い世代から、女性医師割合が増えていくことが期待される。

日本医師会における女性会員割合が13.6%であるのに対し、役員割合は0%であり、女性会員 は役員職に就きにくい状況にある。

試験合格者、医師、医師会会員・役員に占める女性割合



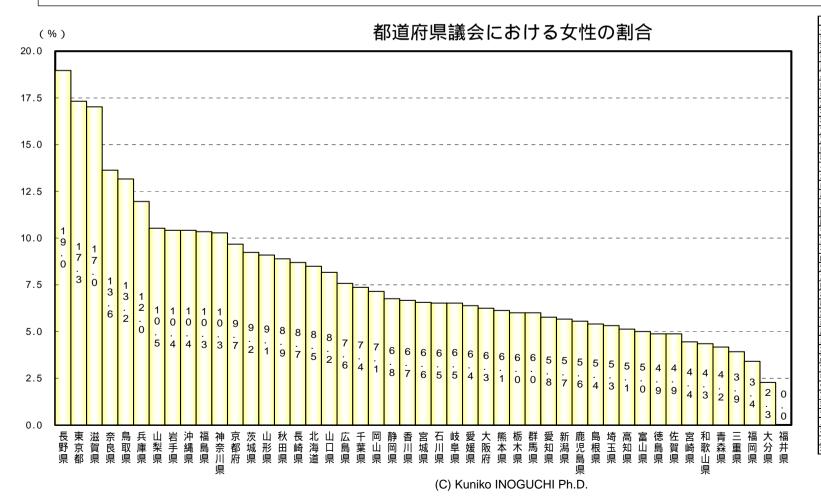
政治分野における女性(2007年地方統一選)

2007年4月に行われた統一地方選挙における44道府県議会の選挙では、367人(全体の9.7%)の女性が立候補し、197人(全体の7.5%)が当選した。今回誕生した女性議員は、割合・人数ともに過去最高を記録した。なお、女性議員の割合は長野県が19.0%(11人)で最も高く、福井県のみ0%(0人)であった。

今回選挙の行われなかった都県を含めると、女性都道府県議会議員は223人(全体の8.0%)となっている。

また、市議会議員選挙では1,125人(14.0%)、特別区議会選挙では215人(25.6%)、町村議会選挙では476人(8.4%)、首長選挙では知事が1人(北海道)、市長が3人(京都府木津川市、東京都三鷹市、神奈川県平塚市)の女性が当選している。 女性議員が増加した理由としては、子育てや少子化問題など生活に密着した課題が選挙の争点となり、女性が地方政界に進出

女性議員が増加した理由としては、子育てや少子化問題など生活に密着した課題が選挙の争点となり、女性が地方政界に進い する環境が整ったことが背景にある。



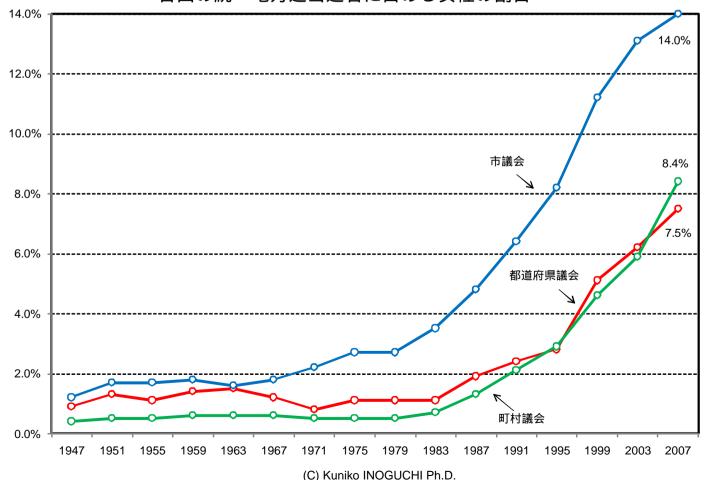
	女性議員率	女性議員数	総議員数
長野県	19.0%	11	58
東京都	17.3%	22	127
滋賀県	17.0%	8	47
奈良県	13.6%	6	44
鳥取県	13.2%	5	38
兵庫県	12.0%	11	92
山梨県	10.5%	4	38
岩手県	10.4%	5	48
沖縄県	10.4%	5	48
福島県	10.3%	6	58
神奈川県	10.3%	11	107
京都府	9.7%	6	62
茨城県	9.2%	6	65
山形県	9.1%	4	44
秋田県	8.9%	4	45
長崎県	8.7%	4	46
北海道	8.5%	9	106
山口県	8.2%	4	49
広島県	7.6%	5	66
<u> </u>	7.6%	7	95
<u>工条宗</u> 岡山県	7.4%		
		4	56
静岡県	6.8%	5	74
香川県	6.7%	3	45
宮城県	6.6%	4	61
石川県	6.5%	3	46
岐阜県	6.5%	3	46
愛媛県	6.4%	3	47
大阪府	6.3%	7	112
熊本県	6.1%	3	49
栃木県	6.0%	3	50
群馬県	6.0%	3	50
愛知県	5.8%	6	104
新潟県	5.7%	3	53
鹿児島県	5.6%	3	54
島根県	5.4%	2	37
埼玉県	5.3%	5	94
高知県	5.1%	2	39
富山県	5.0%	2	40
徳島県	4.9%	2	41
佐賀県	4.9%	2	41
宮崎県	4.4%	2	45
和歌山県	4.3%	2	46
青森県	4.2%	2	48
三重県	3.9%	2	51
福岡県	3.4%	3	88
大分県	2.3%	1	44
<u>人万宗</u> 福井県	0.0%	0	40
油井 宗	0.0%	U	40

政治分野における女性(2007年地方統一選)

2007年4月に行われた統一地方選挙における44道府県議会の選挙では、367人(全体の9.7%)の女性が立候補し、197人(全体の7.5%)が当選した。今回誕生した女性議員は、割合・人数ともに過去最高を記録した。今回選挙の行われなかった都県を含めると、女性都道府県議会議員は223人(全体の8.0%)となっており、過去最高となっている。

また、市議会議員選挙では1,125人(14.0%)、特別区議会選挙では215人(25.6%)、町村議会選挙では476人(8.4%)、首長選挙では知事が1人(北海道)、市長が3人(京都府木津川市、東京都三鷹市、神奈川県平塚市)の女性が当選している。 女性議員が増加した理由としては、子育てや少子化問題など生活に密着した課題が選挙の争点となり、女性が地方政界に進出する環境が整ったことが背景にある。

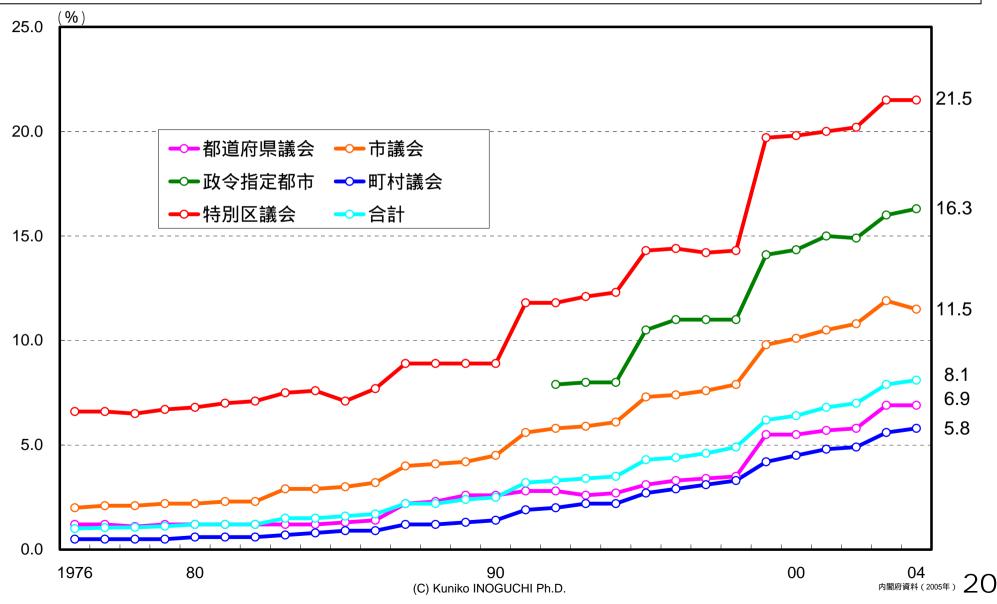
各回の統一地方選当選者に占める女性の割合



沖縄県は2004年、東京都は2005年、 茨城県は2006年選挙

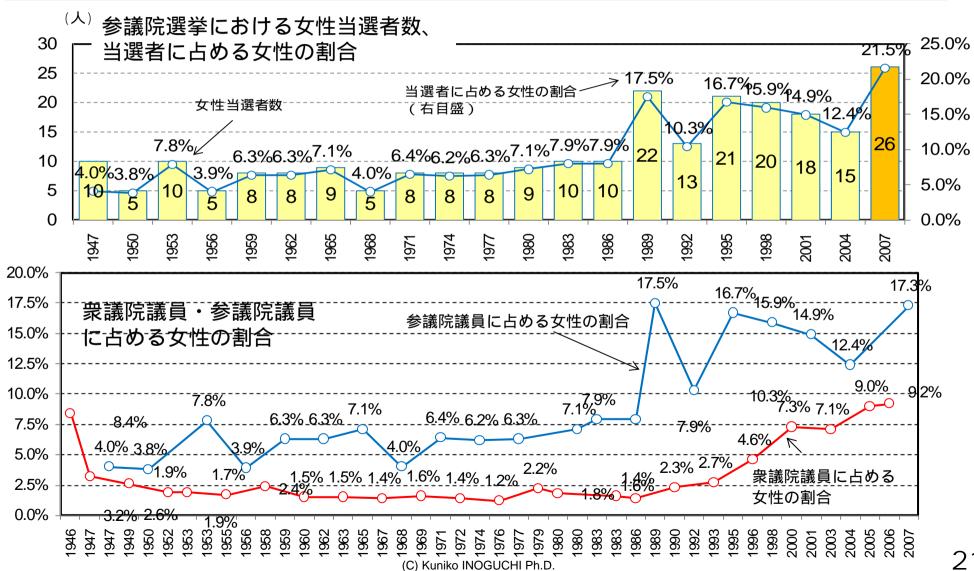
地方議会における女性議員割合の推移

女性議員の割合が最も高い特別区議会で21.5%、政令指定都市の市議会は16.3%、市議会全体は 11.5%、都道府県議会は6.9%、町村議会は5.8%となっており、都市部で高く郡部で低い傾向にある。



参議院選挙における女性当選者

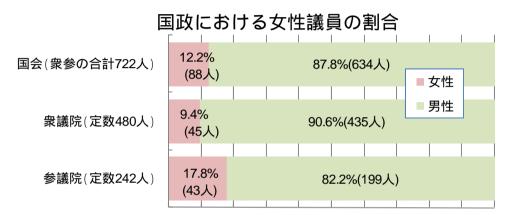
2007年7月29日に行われた第21回参議院議員選挙では、91人(全体の24.1%)の女性が立候補し、過去最多 である26人が当選した。女性の当選率(女性当選者/女性立候補者)は28.6%と、1983年以降最も高くなった。 この結果、参議院議員に占める女性の割合は17.3%と、1989年に次いで歴代2位となった。



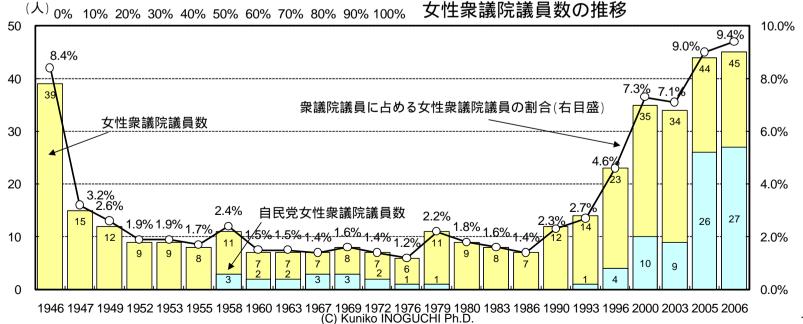
政治分野における女性(国政)

国政における女性の割合をみると、国会全体で女性議員は12.2%(88人)、衆議院では9.4%(45人)、参議院では17.8%(43人)を占めている。

衆議院における女性議員の数をみると、2005年の9月に小泉純一郎総理大臣の元で行われた総選挙において、女性議員の割合・数ともに過去最大に達した。また、自民党の擁立した女性候補者は16人全員が当選し、女性議員数は26人と選挙前のおよそ3倍に達した。また、2007年7月29日に行われた第21回参議院議員選挙では、91人(全体の24.1%)の女性が立候補し、過去最多である26人が当選した。女性の当選率(女性当選者/女性立候補者)は28.6%と、1983年以降最も高くなった。



	衆議院	参議院	国会(合計)
自由民主党	27	12	39
民主党	9	21	30
公明党	4	5	9
共産党	2	1	3
社会民主党	2	1	3
その他	1	3	4



男女共同参画 (Gender Equality) に関する政府の取組

国会で全会一致で可決・制定された「男女共同参画基本法」(1999年)に基づき、男女共同参画基本計画を策定し、総合的かつ計画的に施策を推進している。

1986年 4月 男女雇用機会均等法 施行

定年・退職・解雇に関わる女性差

別の禁止

1997年12月 行政改革会議最終報告

男女共同参画会議の設置を決定

1999年 4月 男女雇用機会均等法 改正

募集・採用や配置・昇進に関わる 女性差別の禁止、セクシュアル・ ハラスメントへの事業主の配慮を 義務づけ 1999年 6月 男女共同参画社会基本法 施行

2000年 6月 男女共同参画会議 設置

2000年12月 男女共同参画基本計画閣議決定

2005年12月 男女共同参画基本計画(第2次)閣議決定

2006年 6月 男女雇用機会均等法 改正

募集の際に身長を採用条件とするなどの間

接差別の禁止



男女共同参画会議



大臣による男女共同参画研修会

男女共同参画社会基本法(1999年6月23日公布·施行)

男女共同参画社会基本法は、全28条からなる。

第1章:総則(第1条~第12条) 第2章:男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第13条~第20条) 第3章:男女共同参画会議(第21条~第28条)

【5つの基本理念】

男女の人権の尊重(第3条)

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

社会における制度又は慣行についての配慮(第4条)

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

政策等の立案及び決定への共同参画(第5条)

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

家庭生活における活動と他の活動との両立(第6条)

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動ができるようにする必要があります。

国際的協調(第7条)

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組む必要があります。

【国、地方公共団体及び国民の責務】

- ・国は、施策を総合的に策定し、実施(第8条)
- ・地方公共団体は、地域の特性をいかした施策を展開(第9条)
- ・国民は男女共同参画社会づくりに協力(第10条)

第2次男女共同参画基本計画(2005年12月27日)

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるよう期待し、各分野の取組を推進。
- ・各分野で積極的改善措置に自主的に取り組むことを奨励。

女性のチャレンジ支援

- ・チャレンジ支援策を推進し、情報の一元化や関係機関のネットワーク化 によるワンストップ・サービス等を提供する環境を構築。
- ・一旦家庭に入った女性の再チャレンジ(再就職、起業等)支援策を充実。
- ·育児等を理由に退職した者の再就職先として正社員も含めて門戸が広がるよう企業の取組を促す。

男女雇用機会均等の推進

・男女雇用機会均等法を改正

(男女双方に対する差別の禁止、間接差別の禁止、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止、男性に対するセクシュアルハラスメントも対象とする等)

仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し

- ・男性も含めた働き方の見直しを大幅かつ具体的に推進。
- ·**短時間正社員**など質の高い多様な働き方を普及。公務員については、 常勤の国家公務員に育児·介護のための**短時間勤務制度**を導入。
- ・短時間労働者への厚生年金の適用の在り方について検討。
- ・保育サービスの充実など、多様なライフスタイルに対応した**子育て支援** 策の充実。

新たな分野への取組

- ・新たな取組を必要とする分野(科学技術、防災(災害復興を含む)、地域おこし・まちづくり・観光、環境)における男女共同参画を推進。
- ・女性研究者の採用等拡大、育児等との両立支援。
- ・男女のニーズの違いを考慮した防災対策。
- ・女性が参画した地域づくりの優良事例の普及。
- ・環境保全分野での女性の参画を拡大。

男女の性差に応じた的確な医療の推進

·医療関係者及び国民に男女の<mark>性差医療</mark>についての 知識の普及を図る。

男性にとっての男女共同参画社会

·男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域·家庭 等への男性の参画を重視した広報活動を推進。

男女平等を推進する教育・学習の充実

・2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消。

女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・被害者の保護や自立支援等の施策の推進。
- ·女性に対する暴力の予防のための対策の推進。

あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施 策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指す。

平成19年度男女共同参画関係予算のポイント

2005年12月27日に猪口邦子男女共同参画担当大臣が策定した『第二次男女共同参画基本計画』に基づき、平成19年度の男女共同参画関係予算は次のように取りまとめられている。

なお、平成19年度の男女共同参画関係の予算総額は4兆6,971億円であり、前年度予算の4兆4,612億円と比較して、2,359億円(5.3%)の増となっている。

女性の再チャレンジ支援の推進

マザーズハローワークの機能強化、全国展開(19.7億円)

再チャレンジのための学習支援(5.3億円)

再チャレンジ女性の企業における活躍の場の拡大(4.9億円)

再チャレンジを目指す女性のための相談窓口の設置などの情報支援(0.9億円)

出産・育児等でいったん 退職した女性の再就職や 起業などの支援

仕事と生活の調和の推進

事業所内託児施設の設置と育児休業・短時間勤務等の両立支援制度の推進(111.9億円)

テレワーク共同利用型システムの実証実験(3億円)

長時間労働の抑制等の労働時間法制の見直し(2.2億円)

男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業(0.3億円)

働き方の見直しや仕事と 家庭の両立支援の推進

妊娠・出産等に関する健康支援の推進

小児科・産科をチームで担う拠点病院の整備(5.8億円)

安心して安全に子どもを 産めるよう支援

東アジア男女共同参画担当大臣会合(2006年6月30日、7月1日)

会議の概要

場 所:日本(東京)

参加国:東アジア16カ国・2機関

議 長:猪口邦子 内閣府特命担当大臣

(少子化・男女共同参画)

会議の特徴

(1)初の東アジア男女共同参画担当大臣会合。

- (2)呼びかけた全 1 6 カ国・2 国際機関のうち 1 4 の 国・機関から大臣クラスが参加。
- (3)成果文書として、「東京閣僚共同コミュニケ」を全会一致で採択。
- (4)国連等主要国際機関にコミュニケを伝達する責務を議長国に託す。



中国,韓国,ASEAN10カ国(インドネシア,マレーシア,フィリピン,シンガポール,タイ,ブルネイ,ベトナム,ラオス,ミャンマー,カンボジア),オーストラリア,ニュージーランド,インド,日本,UNESCAP(国連アジア太平洋経済社会委員会),UNDP(国連開発計画)

東京閣僚共同コミュニケのポイント

- ●東アジアのジェンダー平等・平和・開発の大きな進歩に向けた歴史的な一歩。
- ●ベストプラクティスの共有、ワーク・ライフ・バランスの重要性等に合意。
- ●女性とジェンダーのための国内本部機構の強化、女性のあらゆるレベルでの意思決定過程への参画とリーダーシップの推進、ジェンダー統計、ジェンダー分析、ジェンダーに敏感な予算(gender-sensitive budgeting))に関する機能強化等の必要性に合意。
- ●人身取引、女性に対する暴力、HIV/AIDS、自然災害等の域内の新たな課題へ協力して取り組む。
- ●ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントに向けた東アジア域内の連携が良い模範となり、国際社会に発信されるよう努力。
- ●今回の会合の成功に促され、本閣僚会合の年次開催するプロセスの立ち上げを決定。
- ●第2回会合をインド(2007年)、第3回会合を韓国(2008年)で開催することを決定。

東アジア男女共同参画担当大臣会合(2006年6月30日、7月1日)

猪口邦子内閣府特命担当大臣は、議長を務め、成果文書として採択された「東京閣僚共同コミュニケ」を国連等主要国際機関にコミュニケを伝達する責務を託された。



内閣府関連の社会政策の決定プロセス

玉 国会における基本法の策定 民 少子化対策・・・ 少子化社会対策基本法(2003年9月1日施行、法律第133号) 0 男女共同参画・・男女共同参画社会基本法(1999年6月23日施行、法律第78号) 要 食育・・・・・食育基本法(2005年7月15日施行、法律第63号) 望 玉 担当大臣による基本計画ないし総合的対策の策定 玉 際 <mark>首相官邸に設置する内</mark>閣総理大臣主宰会議における政府決定な<mark>いし閣議決定</mark> 情 少子化対策・・・少子化社会対策会議(議長:内閣総理大臣) 勢 男女共同参画・・男女共同参画推進本部(本部長:内閣総理大臣) 0 食育・・・・・食育推進会議(会長:内閣総理大臣) 变 化 基本計画の決定 舑 <u>少子化対策・・・「新しい少子化対策について」(2006年6月20日)</u> 代 男女共同参画・・「第二次男女共同参画基本計画」(2005年12月27日閣議決定) 0 食育・・・・・「食育推進基本計画」(2006年3月31日) 移 1) 变 予算措置の強化による政策の実現 わ

29

「新しい少子化対策」の決定プロセス

国会における基本法の策定

少子化社会対策基本法(2003年9月1日施行、法律第133号)

担当大臣による総合的対策の策定

「少子化担当大臣と地方自治体トップとのブロック会合」の開催

2005年12月18日 九州 (熊本県熊本市)

2006年1月7日 東海・北陸(石川県金沢市)

2006年2月4日 四国(徳島県鳴門市)

2006年2月12日 南関東(神奈川県横浜市)

2006年2月19日 北関東(茨城県水戸市)

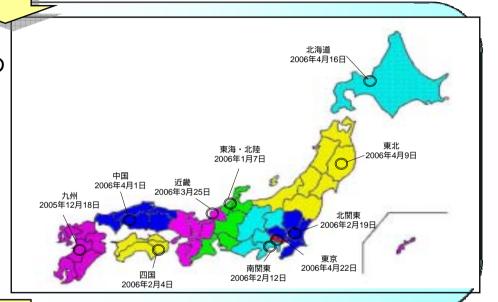
2006年3月25日 近畿(福井県福井市)

2006年4月1日 中国(広島県広島市)

2006年4月9日 東北(山形県山形市)

2006年4月16日 北海道(北海道札幌市)

2006年4月22日 東京(東京都港区)



<mark>首相官邸に設置する内</mark>閣総理大臣主宰会議における政府決定ないし閣議決定 少子化社会対策会議(議長:内閣総理大臣)

基本計画の決定

「新しい少子化対策について」(2006年6月20日)

予算措置の強化による政策の実現

平成19年度の少子化社会対策関係の予算総額は1兆7,064億円。前年度予算の1兆5,190億円と比較して、1,874億円(12.3%)の増。

国民

の要

望

国

内

国

際

情

勢

0

変化

時

代の

移

り変

わ

1)

「新しい少子化対策について」の政策決定過程

2005年10月31日

第三次小泉改造内閣において初の専任の少子化担当大臣設置



政府・与党協議プロセス立ち上げ

2005年12月18日 ~ 2006年4月22日 少子化担当大臣と地方自治体トッ プとのブロック会合

2005年12月18日 九州(熊本県熊本市)

2006年1月7日 東海·北陸(石川県金沢市)

2006年2月4日 四国(徳島県鳴門市)

2006年2月12日 南関東(神奈川県横浜市)

2006年2月19日 北関東(茨城県水戸市)

2006年3月25日 近畿(福井県福井市)

2006年4月1日 中国(広島県広島市)

2006年4月9日 東北(山形県山形市)

2006年4月16日 北海道(北海道札幌市)

2006年4月22日 東京(東京都港区)



2006年5月15日

少子化社会対策会議(議長:官房長官)「これからの少子化対策について」決定

2006年6月20日

少子化社会対策会議(会長:内閣総理大臣) 「新しい少子化対策について」政府決定 子育て支援策・働き方の改革の2軸を中心に幅広な施策を網羅

「新しい少子化対策について」(2006年6月20日政府決定)

子育て支援策

働き方の改革

新生児・乳幼児期(妊娠・出産から乳幼児期まで)

出産育児一時金の改善による事実上の出産無料化 妊娠中の健診費用軽減 不妊治療の公的助成の拡大 妊娠初期の休暇などの徹底・充実 産科医等の確保などの産科医療システムの充実 児童手当制度における乳幼児加算の創設 子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育で支援ネットワーク(「こんにちは赤ちゃん事業」)の構築

未就学期(小学校入学前まで)

全家庭を対象とする地域における子育て支援拠点の拡充 待機児童ゼロ作戦の更なる推進 病児・病後時保育、障害児保育等の拡充 小児医療システムの充実 行動計画の公表等次世代育成支援対策推進法の改正の検討 育児休業給付の引上げなど育児休業や短時間勤務の充実・普及 事業所内託児施設を含め従業員への育児サービスの提供の促進 子どもの事故防止策の推進 就学前教育についての保護者負担の軽減策の充実

小学生期

全小学校区における「放課後子どもプラン」の推進スクールバスの導入等、学校や登下校時の安全対策

中学生・高校生・大学生期

奨学金の充実等 学生ベビーシッター等の推奨

若者の就労支援

キャリア教育の強化によるフリーター・ニート化の防止 年長フリーターの正社員化支援 等

パートタイム労働者の均衡処遇の推進

法整備を含めた施策の強化

女性の継続就労・再就職支援

育児休業の取得促進・育児期の短時間就労等の仕事と 育児の両立支援策の充実

女性の再就職支援のための学習機会の提供 等

企業の子育て支援の取組の推進

子育て支援制度を導入した企業への財政的支援

入札手続き時における企業努力の反映

長時間労働の是正等の働き方の見直し

法整備を含めた施策の強化

働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運動

「仕事と生活の調和」の実現を目指す

(その他の重要な施策)

子育てを支援する税制等を検討 里親・養子縁組制度の促進と広報・啓発 児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化 食育の推進 家族用住宅、三世代同居・近居の支援 など

ワーク・ライフ・バランス推進の効果

優秀な人材・女性人材の定着

人材の定着がもたらすものとしてノウハウが蓄積されることに加えて、人材の定着が進むことにより、企業は教育投資に積 極的となるので人材の質の向上が進む、という好循環が期待できる。

人材育成のコスト低減と高密度化

(事例)採用を減らせることで新人育成のコストが低減、OJTが高密度化(イノス)

ワーク・ライフ・バランス施策の効果として最も大きいのは、従業員の平均勤続年数が延び、離職者が減少したために、採 用しなければならない学生の数を減らすことができ、新人を育成するコストを抑えることができたことである。従来は全従業 員数の1割程度を新人として採用していたが、その数を減らすことができた。

また、採用する人数が減ったため、一人ひとりの新人に先輩従業員が接する時間も長くなり、先輩から後輩へのOJTの密度が 高くなったため、新人従業員の能力の伸びも速くなっているように感じられる。

従業員満足度の向上

士気・モティベーション・モラルの向上、「働きやすい」「安心して働ける」「余裕をもって働ける」との声、会社に対す る忠誠心の向上といった、従業員満足度の向上

(事例)日産自動車

従業員満足度の向上に類する効果として、女性従業員の間でのマイノリティ感の解消やネットワークの形成。

業務の改善

(事例)ワーク・ライフ・バランス施策導入後に不良品率が劇的に低下(カミテ)

一連のワーク・ライフ・バランス施策導入以前の不良品率は製品10万個あたり1,000個程度であったが、現在では同30個を下 回っている。

不良品の防止には、従業員のやる気、従業員同士のコミュニケーションの良さが非常に重要であり、ワーク・ライフ・バラ ンス施策が職場の雰囲気を改善し従業員の十気を高めたことが効果を上げたものと考えられる。

採用応募者の量・質の向上

(事例)会社説明会に集まる学生の量・質が向上(ふくや)

会社説明会への学生の参加状況が変わってきた。かつては1回あたり40~50人しか集まらないこともあったが、近年は150~ 200人集まるようになっている。また学生からの質問内容も変わってきており、なぜISOを取得しているのかといった理念に関 する質問も出てきている。女性だけではなく、男性応募者の質も向上していると感じられる。

企業イメージ・評価の向上

(事例)アナリスト・機関投資家が企業として戦略性があると評価(WOWOW)

アナリストや機関投資家は、ワーク・ライフ・バランス施策について、企業の潜在性を維持する取組であり、企業として戦 略性があると評価してくれている。

「放課後子どもプラン」について

2006年6月20日に猪口邦子少子化担当大臣が取りまとめた『新しい少子化対策』に盛り込まれている「放課後子どもプラン」は、平成19年度から実施される。

なお、予算総額は226億円(放課後子供教室68億円、放課後児童クラブ158億円)となっている。

文部科学省と厚生労働省の連携により実施

新規施策の「放課後子ども教室」(文部科学省)と、従来の「放課後児童クラブ」(厚生労働省)の連携により、放課後の子ども の活動場所を確保することを目的としている。

すべての小学校区に設置

「放課後児童クラブ」はおよそ5,900か所に設置されている。これに「放課後子ども教室」を加えて、全国20,000のすべての小学校区において実施することを原則としている。

運営委員会とコーディネーターの配置

すべての市町村に「運営委員会」が設置され、行政と学校、放課後児童クラブ等の関係者が運営方法の検討などを行う。 また、すべての小学校区に配置される「コーディネーター」は、プランの円滑な実施に必要不可欠な地域住民の参加・協力の促進 や、具体的なプログラムの策定、学校との連絡調整などを行う。



子どもの居場所の確保による子育て世帯の負担軽減、勉強やスポーツ・文化活動の充実、地域住民との交流の活発化

- ●学校の空き教室や体育館、グラウンドを活用して子どもの安全で健やかな居場所が確保されることにより、授業が終わった後、子どもが一人で家にいることに対する不安が軽減される。
- ●予習や復習などの学習活動、スポーツや文化などの体験活動、異なる年齢の子どもとの交流など、子どもが多様な経験をすることが可能となる。
- ●退職者や高齢者、大学生など、地域住民の参加・協力を得ることにより、子どもと地域の大人との交流が活発化する。

ワーク・ライフ・バランスの推進にかかる政府の取組「経済財政改革の基本方針2007」(骨太2007) (平成19年6月19日閣議決定) における関連記述のポイント

働き方の改革の第一弾として、仕事と家庭・地域生活の両立が可能なワーク・ライフ・バランスの実現に向け、男女共同参画会議や「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の提言等を踏まえ、関係府省の連携の下に、平成19年内を目途に「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び以下の内容を含めた「働き方を変える、日本を変える行動指針」を策定する。

- ◆就業率向上や労働時間短縮などの数値目標
- ◆ワーク・ライフ・バランス社会の実現度を把握するための指標の在り方
- ◆ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援施策、制度改革等に関する政府の横断的な政策方針
- ◆経済界・労働界を含む国民運動の推進に向けた取組方針

ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議

検討体制

ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議

ワーク・ライフ・バランス憲章 (仮称)を策定

(議長)

- ·官房長官
- (メンバー)
- ・経済界・労働界・自治体の代表者
- ·有識者
- ·関係閣僚

経済財政諮問会議 (労働市場改革専門調査会)

「子どもと家族を応援する日本」 重点戦略会議

男女共同参画会議 (ワーク・ライフ・バランスに関する 専門調査会)

「働き方を変える、日本を変える行動指針」(仮称)策定作業部会

「働き方を変える、日本を変える」 行動指針(仮称)を策定

(メンバー)

- ・経済界・労働界の代表者
- ·有識者

ワーク・ライフ・バランス推進の基本的方向(ポイント)

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の考え方

平成19年7月 男女共同参画会議·仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・パランス)に関する専門調査会 報告

ワーク・ライフ・バランスが実現した姿

仕事

家庭生活

健康·休養

様々な活動を自ら 希望するパランスで展開

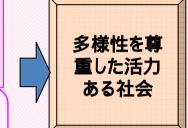
地域生活

自己啓発

ワーク・ライフ・バランスとは:仕事、家庭生活、地域 生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、 自らが希望するバランスで展開できる状態

男性も女性も、あらゆる世代の人のためのもの

人生の段階に応じて自ら希望する「バランス」を 決められるもの 「仕事の充実」と 「仕事以外の生 活の充実」の好 循環をもたらす



なぜ今、ワーク・ライフ・バランスが必要か?

少子高齢化・人口減少時代を迎え、これまでの働き方では、個人、企業・組織、社会全体が持続可能でなくなる

(1)個人

- ・仕事と家庭の両立が困難
- ▶ ライフスタイルや意識の変化
- ▶ 両立希望に反して仕事中心になる男性
- 家庭責任が重〈希望する形で働〈のが 難し」)女性
- ·自己啓発や地域活動への参加が困 難
- ・長時間労働が心身の健康に悪影響 希望するパランスの実現のため に必要

(2)社会全体

- ・労働力不足の深刻化
- ・生産性の低下・活力の衰退
- ・少子化の急速な進行
- ・地域社会のつながりの希薄化

経済社会の活力向上の ために必要

(3)個々の企業・組織

・人材獲得競争の激化

多様な人材を生かし競争力を強化する ために必要

- ・従業員の人生の段階に応じたニーズへの対応 (若年層、子育て層、介護層、高齢層)
- ・意欲や満足度の向上・心身の健康の維持
- ・女性の活用
 - ・ワーク・ライフ・バランスは経営戦略の 重要な柱:「明日への投資」
 - ・中小企業にとっては特に大きな意義

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの方向性

ワーク・ライフ・バランス実現に向けた社会基盤づくり(4つの戦略)

1. 理解の浸透・推進力強化の 2.企業・組織の取組を社会全体で後押し

ワーク・ライフ・パランス社会の 実現度指標の開発

社会全体の取組の進捗度やその成果を把握し 課題を把握するための指標の開発

ための枠組みづくり

ワーク・ライフ・パランス推進ネットワー クづくりの促進

3. 個人の多様な選択を可能に する支援やサービスの展開

ワーク・ライフ・パランスに関する 啓発・情報提供の推進

求職者への企業の取組に関する 情報提供

多様な両立支援·再就職支援 サービスの拡充

企業の取組を社会が評価し、一層の 取組を促す

取組を進める企業・組織の表彰や優遇 企業・組織の評価・格付け等

中小企業向けのノウハウ・支援情報の提供、相談体制の充実

自己診断指標の開発・普及

4. ワーク·ライフ·バランスに関連 するイノベーションの推進

情報通信技術(ICT)を活用した 業務効率化

テレワークの推進

「時間管理」改革:

仕事の見直しによる効率化、従業員の ニーズに応じた計画的な業務管理 等

多様な人材から高付加価値を

生み出す3つのマネジメント改革

「人材活用」改革:

多能工的人材の育成、女性の積極的 育成·登用、高齢者の活用 等

「組織の在り方」改革:

仕事・人の合理的配分・柔軟な見直し、 ワーク・ライフ・バランスを推進する組 織風土 等



経営者・管理職の「意識改革」 トップの「リーダーシップ」

SOS = Solution-Oriented Synergy 問題解決志向の連結

- Knowledge とは何か
- Local knowledge 現場の知識、苦労した人の知識
- Affected partners 苦労をしている人、問題解決を 必要としている人
- Raise the voice 声をあげる
- 人間社会の苦労を解決する科学技術 解決志向的技術の必要性

衆議院議員猪口邦子の歩み

1952年5月3日 千葉県市川市生まれ

1975年 上智大学外国語学部卒業

1977年 エール大学政治学修士号取得

1982年 エール大学政治学博士号 (Ph.D.) 取得









1981年 上智大学法学部助教授

1983年 ハーバード大学国際問題研究所客員研究員(~1984年)

1985年 オーストラリア国立大学政治学部客員研究員

1990年 上智大学法学部教授(~2006年)

2002年 軍縮会議日本政府代表部

特命全権大使(~2004年)

2003年 軍縮会議(ジュネーブ)議長

2003年 国連第一回小型武器中間会合議長

2005年~日本学術会議会員(政治学)



初の少子化・男女共同参画担当大臣としての主な活動

2005年10月31日 第3次小泉改造内閣において、専任としては初の内閣府特命担当大臣(少子化・男女共同参画)に。

- 2005年12月~2006年4月 少子化担当大臣と地方自治体トップとのブロック会合 全国10地方ブロックに直接訪れ、都道府県知事等と少子化対策について意見交換
- 2005年12月27日 「第2次男女共同参画基本計画」の閣議決定 社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に占める女性の割合が、少なくとも30%程度になるよう期待」という目標を盛り込む。
- 2006年1月~5月 大臣による男女共同参画研修会 全国10地方ブロックにおいて教育関係者や地方公共団体の担当者等を対象に講演。男女共同参画の理念や「社会的性別」(ジェンダー)の視点の定義に関する理解を深める。
- 2006年6月20日 少子化社会対策会議「新しい少子化対策について」のとりまとめ 全ての子育て家庭を社会全体で支援するという観点から、出産時の負担軽減や児童手当の乳幼児加算の創設、地域の子育て拠点の拡充、放課後子どもプランの推進等、従来にない新しい施策を盛り込む。
- 2006年6月30日、7月1日 東アジア男女共同参画担当大臣会合を議長として運営 16カ国・2国際機関が参加し、アジアにおけるジェンダーの平等・平和・開発の進歩に向けて意見交換。本会合 を年次開催するプロセスを立ち上げる決定を含む「東京閣僚共同コミュニケ」を全会一致で採択。
- 2006年9月1日 平成19年度少子化社会対策関係予算概算要求のとりまとめ 国が少子化対策に全力で取り組むことを示す予算要求。総額1兆6745億円(前年度比10.4%増)。



ご質問等ございましたら、下記までご連絡ください。

猪口邦子連絡先

(電話) 03-3508-7271 (FAX) 03-3508-3130

URL http://www.kunikoinoguchi.jp/